

[事案 23-217] 特約解約無効請求

・平成 24 年 5 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

主契約の保険料払込満了時に継続されず解約となった特約について、解約の取消しを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

終身保険に付加された特約（災害入院特約、疾病医療特約）が、主契約の保険料払込満了時に継続されず解約になっているが、これまで保険会社からは同特約の解約については全く案内がされていないので、解約には納得できない。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 主契約の保険料払込期間の満了後も特約を継続する場合、所定の期間内に特約保険料の払込みが必要であり、払込みがなされない場合には、約款の規定により特約は解約されることとなるが、申立人は保険料を支払っていない。
- (2) 特約継続に関するご案内を、申立人に対し 3 回郵送しており、申立人に郵送した郵便物が返送された経緯は残っておらず、申立人に対し各ご案内が郵送されているものとする。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の内容にもとづき審理した結果、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

1. 特約の解約

- (1) 保険契約はいわゆる附合契約で、約款の記載に従って契約内容が定められるが、本件特約の約款によると、主契約の保険料払込期間の満了後、特約保険料が猶予期間満了日までに払込まれない場合には、保険会社は、特約を解約すると規定されている。附合契約においては、保険契約者が約款の各条項の内容を具体的に知らなくても約款に拘束されるので、申立人が前記約款の内容を知らなくても、解約は認められることになる。
- (2) もっとも、保険契約者の権利を保護するため、主契約の保険料払込期間満了後の特約の継続に関しては、保険契約者に注意喚起を図る配慮が必要といえるが、保険会社においては、特約の継続に関する案内を 3 回郵送することにより注意喚起を図る態勢を整え、運用していることが認められるので、前記約款を適用するに当たり、保険契約者保護のための配慮はなされているといえる。

2. 本件における保険会社の対応

保険会社においては、前記の態勢を整え、運用していることから、申立人に対しても、各書面が発送されていると推認でき、また、保険会社においては、保険契約者に発送し

た郵便物が返送された場合には、システムの的に管理されており、郵便物が配達されずに返送されたとの記録は存しない。現在の郵便事情においては、発送された郵便物が返送されない場合には、特段の事情がない限り、発送先に到達していると考えられる。

以上からすると、保険会社の特約継続に関する案内は、申立人に到達していると推認できるので、申立人の主張を認めることはできないと言わざるを得ない。